

神戸市外国語大学入試委員会規程

2008年4月1日

規程第21号

(設置)

第1条 神戸市外国語大学教授会規則(2023年4月規則第68号)第5条第5項の規定に基づき入試委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学入学共通テストに関すること。
- (2) 大学(大学院を除く。以下同じ。)の総合型選抜、学校推薦型選抜及び特別選抜入学試験に関すること。
- (3) 大学の個別学力検査に関すること。
- (4) 大学の編入学試験に関すること。
- (5) その他大学の入学試験に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の10名の委員で組織する。

- (1) 英米学科、ロシア学科、中国学科及びイスパニア学科のそれぞれから1名ずつ選ばれた専任教員4名
 - (2) 国際関係学科、総合文化グループのそれぞれから3名ずつ選ばれた専任教員6名
- 2 委員の任期は、2年とし、毎年その半数を改選する。
 - 3 委員の再任は妨げない。
 - 4 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長となる委員は、学長の指名により決定する。
- 3 委員長は、第2条に定める事項並びに第5条及び第6条に定める部会を統括する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 副委員長は、次年度の委員長となる。

(入試問題作成部会)

第5条 委員会に、第2条に定める入学試験の問題案を作成するため、入試問題作成部会を置く。

2 入試問題作成部会に、次のとおり小部会を置く。

- (1) 英語問題作成小部会
英語問題案を作成する。

- (2) 国語問題作成小部会
国語問題案を作成する。
 - (3) 世界史問題作成小部会
世界史問題案を作成する。

 - (4) 政治・経済問題作成小部会
政治・経済問題案を作成する。
 - (5) 小論文問題作成小部会
小論文問題案を作成する。
 - (6) 総合型選抜授業作成小部会
総合型選抜の授業を作成する。
- 3 入試問題作成部会は、次の25名の委員で組織する。
- (1) 英語問題作成小部会
英米学科から選ばれた教員（以下、本規程においては 専任教員、特任教員 嘱託講師及び非常勤講師をいう。）8名及び国際関係学科の英語担当教員から選ばれた教員1名の9名
 - (2) 国語問題作成小部会
学長の指名で選ばれた教員4名
 - (3) 世界史問題作成小部会
学長の指名で選ばれた教員3名
 - (4) 政治・経済問題作成小部会
学長の指名で選ばれた教員3名
 - (5) 小論文問題作成小部会
学長の指名で選ばれた教員2名
 - (6) 総合型選抜授業作成小部会
学長の指名で選ばれた教員4名
 - (7) 前各号に規定する教員のうち、専任教員以外の教員を選出する際に必要な事項は、別途定める。
- 4 委員の任期は、1年とし、委員の再任は妨げない。
- 5 英語問題作成小部会、国語問題作成小部会、世界史問題作成小部会、政治・経済問題作成小部会、小論文問題作成小部会及び総合型選抜授業作成小部会にそれぞれ小部会長を置く。小部会長は、それぞれの小部会委員の互選により決定する。ただし、総合型選抜授業作成小部会の小部会長は、学長の指名により決定する。
- 6 小部会長は、それぞれの小部会を統括するとともに、入試問題点検部会の対応する小部会との協議の窓口となる。
(入試問題点検部会)

第6条 委員会に、入試問題作成部会から提出された入学試験の問題案について、過去に実施した入学試験問題等と比較検討し、その問題内容の点検及び校正を行うため、入試問題点検部会を置く。

2 入試問題点検部会に、次のとおり小部会を置く。

(1) 英語問題点検小部会

英語問題案の点検及び校正を行う。

(2) 世界史問題点検小部会

世界史問題案の点検及び校正を行う。

(3) 政治・経済問題点検小部会

政治・経済問題案の点検及び校正を行う。

(4) 小論文問題点検小部会

国語問題案及び小論文問題案の点検及び校正を行う。

(5) 総合型選抜授業点検小部会

総合型選抜の授業内容、配布資料およびレポート課題の点検を行う。

3 入試問題点検部会は、次の11名の委員で組織する。

(1) 英語問題点検小部会

英米学科及び国際関係学科の英語担当教員から選ばれた教員3名

(2) 世界史問題点検小部会

学長の指名で選ばれた教員2名

(3) 政治・経済問題点検小部会

学長の指名で選ばれた教員2名

(4) 小論文問題点検小部会

学長の指名で選ばれた教員2名

(5) 総合型選抜授業点検小部会

学長の指名で選ばれた教員2名

(6) 前各号に規定する教員のうち、専任教員以外の教員を選出する際に必要な事項は、別途定める。

4 委員の任期は、1年とし、委員の再任は妨げない。

5 英語問題点検小部会、世界史問題点検小部会、政治・経済問題点検小部会、小論文問題点検小部会及び総合型選抜授業点検小部会にそれぞれ小部会長を置く。小部会長は、それぞれの小部会委員の互選により決定する。

6 小部会長は、それぞれの小部会を統括するとともに、入試問題作成部会の対応する小部会との協議の窓口となる。

(議事)

第7条 委員会、部会及び小部会（以下「委員会等」という。）は、委員の過半数の出

席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長及び小部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会等の庶務は、学生支援・教育グループにおいて行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

(経過措置)

入試委員会委員の任期については、2011年度のみ、副委員長を除く委員5名（委員長を含む）の任期を1年とする。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。